

<業務改善助成金>

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の30円以上の引き上げと、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、設備投資などにかかった費用（＝対象経費）の一部を助成

内 容	助 成 額
30円 コース（引き上げ額30円以上）	助成上限額 60万円 ～ 130万円
45円 コース（引き上げ額45円以上）	助成上限額 80万円 ～ 180万円
60円 コース（引き上げ額60円以上）	助成上限額 110万円 ～ 300万円
90円 コース（引き上げ額90円以上）	助成上限額 170万円 ～ 600万円

※引き上げる労働者数、事業場規模等によりそれぞれ上限額が定められております。

対象となる設備投資など（生産性向上に資する設備投資等が助成対象となります）

経費区分	例
機器・設備の導入	・ POS レジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率向上を目的とした業務フロー見直し

パンフレット・申請様式・提出先

パンフレット	パンフレット 【 PDF1.1MB 】
申請様式等	交付要綱、各種様式、記入例
問い合わせ先	業務改善助成金コールセンター TEL：0120-366-440 (受付時間：平日 8:30 ～ 17:15)
提出先	山形労働局 雇用環境・均等室 〒990-8567 山形市香澄町 3-2-1 山交ビル3階

※ 山形県賃金向上推進事業支援金【 山形県事業 】との併給はできません。